

地域密着型サービス事業所の指定等に係る申請に関する
要綱

令和4年7月25日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。）及び防府市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成18年防府市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に係る申請に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱で対象とする者は、法第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定による指定の申請（以下「指定の申請」という。）を行おうとする者（以下、「事業者」という。）であって、当該申請における事業の内容が、当該申請における事業の開始希望時期が属する期間の防府市介護保険事業計画において、総量規制の対象とされている事業である者とする。

(事前協議)

第3条 事業者は、規則第2条第1項の規定による指定申請書を提出する以前に、市に対して、当該指定の申請を行おうとする事業所ごとに地域密着型サービス指定申請事前協議書（様式第1号。以下「事前協議書」という。）を提出し、市と協議するものとする。

2 市は、前項に規定する事前協議書が提出された場合、これを受け付けることとし、地域密着型サービス指定申請事前協議書受付済通知書（様式第2号。以下「受付済通知書」という。）により事業者へ通知する。

(指定の申請の受付許可基準)

第4条 市は、第3条の事前協議が、次の各号のいずれかに該当すと市が認めた場合、指定の申請を受け付ける。

- (1) 事業者が既に防府市内において通常規模型通所介護事業所を運営しており、当該通常規模型通所介護事業所の定員の変更等により、地域密着型通所介護事業所として指定を希望する場合。
- (2) 事業者が指定を受けようとする事業所が既に障害福祉サービスとしての指定を受けている、または指定地域密着型サービス事業所の指定を受けた後、障害福祉サービス事業所としての指定を受けることにより、共生型地域密着型サービス事業所として事業を開始する見込みである場合。

2 市は、第3条の事前協議が、前項の各号のいずれにも該当しないと市が認めた場合には、次に掲げる基準に該当すると市が認めた時点で、指定の申請を受け付ける。

- (1) 防府市内の既存の指定地域密着型サービス事業所が廃止した等により、当該事業の計画見込み量を大幅に下回ると見込まれると市が認めた場合。

(指定の申請受付予約)

第5条 市は、第3条の事前協議が、第4条の基準に該当する場合には、地域密着型サービス指定申請受付予約通知書（様式第3号。以下「受付予約通知書」という。）により事業者に通知する。

(第4条第2項第1号に該当する場合の通知の特例)

第6条 市は、第3条の事前協議が、第4条第2項第1号に該当し、前条により通知をする場合には、第4条第2項第1号に該当しなくなる見込みとなるまで、第3条第2項により受付をした事前協議書の順に受付予約通知書により通知をする。

(指定の申請期日)

第7条 受付予約通知書により通知を受けた事業者は、受付予約通知書の通知日から180日以内に指定の申請をするものとする。

2 市は、事業者が受付予約通知書の通知日から180日以内に指定の申請をしない場合、その事業者に関する事前協議書及び受付予約通知書を無効とする。

(事前協議書の辞退)

第8条 事業者は、受付予約通知書の通知日から180日以内に指定の申請をすることができないと見込まれる場合等により、指定の申請をしないこととした場合には、速やかに地域密着型サービス指定申請事前協議書辞退届（様式第4号。以下「辞退届」という。）を市に提出することとする。

2 市は、事業者から辞退届が提出された場合には、辞退届に関する事前協議書及び受付予約通知書を無効とする。

（事前協議書の有効期間）

第9条 事前協議書は、当該事前協議書の事業の内容が、防府市介護保険事業計画において、総量規制の対象でなくなった時点をもって無効とする。

附 則

この要綱は、令和4年7月25日から施行する。

地域密着型サービス指定申請事前協議書

年 月 日

防 府 市 長

協議者

所在地 _____

名称 _____

代表者 職名・氏名 _____

防府市の地域密着型サービス事業の事前協議について、下記のとおり届け出ます。

区 分	内 容
サービス種類	
事業所名 ※1	
開設予定地	防府市
定員等 ※2	
事業開始希望時期	令和 年 月
事業所	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> その他 () (着手予定: 年 月、工事期間: 年 か月)
	<input type="checkbox"/> 既存 (<input type="checkbox"/> 改装要 着手予定: 年 月、工事期間: 年 か月 <input type="checkbox"/> 改装不要 <input type="checkbox"/> その他 ())
指定申請の目的	<input type="checkbox"/> 上記の事業所が既に通常規模型通所介護事業所として指定を受けており、事業所の定員変更により、地域密着型通所介護事業所として指定の申請を希望しているため
	<input type="checkbox"/> 上記の事業所が既に障害福祉サービスとして指定を受けている、または地域密着型サービス事業所として指定を受けた後、障害福祉サービスとしての指定を受けることにより、共生型地域密着型サービス事業所として事業を開始する見込みであるため
	<input type="checkbox"/> 上記いずれにも該当しない

※1 事業所名が未定である場合には、事業所名の後に（仮）とし、仮称を記入すること。

※2 利用定員、単位数について具体的に記載すること。段階的に定員増を図る場合は、その旨を明記すること。

様式第2号（第3条第2項関係）

第 号
年 月 日

様

防府市長

地域密着型サービス指定申請事前協議書受付済通知書

年 月 日付け地域密着型サービス指定申請事前協議書の提出について、下記のとおり
受付しましたので、通知します。なお協議の結果、新規指定申請を受け付ける場合においては、
別途通知します。

記

- 1 事業所名
- 2 サービス区分
- 3 開設予定地

第 号
年 月 日

様

防府市長

地域密着型サービス指定申請受付予約通知書

年 月 日付けで地域密着型サービス指定申請事前協議書の提出のあった地域密着型サービス事業所の新規指定申請について、下記のとおり回答します。

記

- 1 内容 次の条件を付して新規指定申請を受け付ける
- 2 許可に付す条件
 - (1) 防府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を遵守すること。
 - (2) 通知日から180日以内に新規指定申請が行われない場合は、この通知書は無効とする。
 - (3) 通知日から180日以内に指定の申請をすることができないと見込まれる場合等により、指定の申請をしないこととした場合には、速やかに地域密着型サービス指定申請事前協議書辞退届を市に提出すること。

様式第4号（第8条関係）

地域密着型サービス指定申請事前協議書辞退届

年 月 日

防 府 市 長

協議者

所在地 _____

名称 _____

代表者 職名・氏名 _____

地域密着型サービス指定申請事前協議書を提出したこのことについて、次のとおり辞退したく
届け出ます。

区 分	内 容
事前協議書届出日	年 月 日
サービス種類	
事業所名	
辞退する理由	